

◇ 天野和夫賞 ◇

# 天野和夫賞

## 第15回受賞者および選考理由

### 1. 天野和夫賞の趣旨

本賞は、法哲学者としても活躍された立命館大学元総長・学長、故天野和夫先生のご令室・天野芳子様のご寄付に基づき、立命館大学大学院法学研究科において優れた研究成果を出して学位を取得した大学院修了生、ならびに法の基礎理論研究の成果によって学問の発展に多大な寄与をしたと認められる、主として若手の研究者を表彰し、その研究を奨励することを目的とする。

### 2. 本賞の区分

- (1) 天野和夫研究奨励金規程（以下、規程）第3条1項1号の該当者  
「卓越した研究成果をもって本学大学院法学研究科において課程博士の学位を取得した者」
- (2) 規程第3条1項2号の該当者  
「特に優れた成績をもって本学大学院法学研究科において修士の学位を取得した者」
- (3) 規程第3条2項の該当者  
「法の基礎理論研究において優れた研究をもって学界に貢献した者」

### 3. 第15回天野和夫賞選考の経過

2017年度については、規程第6条に基づき、宮井雅明・本学法学部教授（法学研究科長）を委員長とし、田中成明・京都大学名誉教授（法哲学専攻）、高橋直人・本学法学部教授（法史学専攻）、平野仁彦・本学法学部教

授(法哲学専攻)、渡辺千原・本学法学部教授(法社会学専攻)、石橋秀起・本学法学部教授(大学院担当副学部長)、宮本十至子・本学教学部副部长を委員として天野和夫賞選考委員会が組織された。選考委員会は、2017年9月28日に開催され、選考の結果、以下のように決定した。

#### 4. 第15回天野和夫賞受賞者とその選考理由

##### (1) 規程第3条1項1号該当者

市川 啓 氏

最終学歴：2017年3月 立命館大学大学院法学研究科法学専攻博士課程後期課程修了

専攻分野：刑法

学 位：博士(法学)立命館大学

博士論文：「間接正犯概念の淵源およびその発展に関する歴史的考察——目的なき・身分なき故意ある道具を素材に——」

##### 【選考理由】

本論文は、「目的なき故意ある道具」および「身分なき故意ある道具」などの「故意ある道具」を利用する間接正犯の問題を巡って展開されてきたドイツの間接正犯論を歴史的に探究することで、日本における間接正犯論および目的犯・身分犯などの各論的問題に対して新たな視点を提供しようとするものである。従来議論では、たとえば通貨偽造罪などの目的犯において、依頼者に「行使」の目的があることを知らずに騙されて通貨を偽造した者を例に、依頼者を通貨偽造罪の間接正犯とする場合が「目的なき故意ある道具」の典型例であると説明されてきた。また、「身分なき故意ある道具」では、公務員という身分はないが事情を知らされて収賄罪などの身分犯に加担した者を利用した背後の公務員が、収財罪の間接正犯とされてきた。

本論文は、前者については、直接行為者が、自分自身は財物を「不法に

領得する意思」はなく、背後の他人のために窃取する事例が、問題発祥の地であるドイツでは問題とされてきたこと、当該問題についてドイツでは、「不法領得の意思」の中に、自己ばかりでなく他人に領得させる意思をも含めるという立法的な解決がなされたことを指摘して、日独間での問題設定の齟齬を指摘した。他方で、後者については、事情を知り、かつ責任能力に問題はなく強制されてもいない（つまり「規範的障害のある」）加担者を間接正犯にいう「道具」とするのは、間接正犯の論理からみて矛盾であり、むしろ、近年の「義務犯」構想からすれば、背後者による特別義務違反を「直接正犯」とみる構成が望ましいという結論を示している。

このような結論は、今後の間接正犯理論の再構成を促すものとして、画期的な学問的意義を有するものといえる。以上のことから、選考委員会は、本論文が天野賞に値するものと評価した。

(2) 規程第3条1項2号該当者

知名春香氏

最終学歴：2017年3月 立命館大学大学院法学研究科法学専攻博士課程前期課程修了

専攻分野：民法

学位：修士（法学）立命館大学

修士論文：「複合契約の法的構造の解明——『契約の目的』の視点から——」

**【選考理由】**

本稿は、「密接関連性」と「目的不到達」という複合契約の解除要件を初めて提示した最高裁平成8年リゾートマンション事件判決を素材に、現代的な複合契約の法的構造を解明しようと試みる。本稿の特長は、多岐にわたる学説の丹念な分析・検討結果からも確認されたとおり、「人が契約する目的」、複合契約で言えば「全体として追求する『大きな目的』」の重

要性に着目して考察を加えた点である。そして、個別契約を包含する「『大きな目的』という枠構造」を想定のうち、付加価値や財貨単位を中心に枠決定を行うが、主観的要素の多い「契約の動機」を枠の中に取り込むかについては、合意の程度や目的物件の用途などを慎重に考慮して判断すべきであると主張する。その上で、この判断基準をリゾートマンション契約等の解除事例にあてはめ、その有用性の確認を行っている。本稿が、煩雑な学説の関連性・共通性を見い出そうと試み、それら諸学説が「大きな目的」論に収斂されていくのではないかという仮説のもとその整理を行った点は、修士論文として大いに評価に値しよう。その証左として、本稿は、査読委員会の選考を経て立命館法政論集第15号(2017年)に掲載を許された。

ところで知名氏は、大学院進学の目的であった裁判所事務官への就職を見事果たし、大学院の修了式では、成績優秀者として総代も務めた。また、修了後間もない今年度6月に開催された本学「春のオープンカレッジ」では、保護者の方々に向けて大学院法学研究科の魅力を語り、OGとして早速貢献してくれていることも付言しておきたい。

以上より、知名氏を、天野賞にふさわしい者として選考した。

(3) 規程第3条2項該当者

中谷 惣氏

最終学歴：2009年3月 大阪市立大学大学院文学研究科後期博士課程  
(哲学歴史学専攻) 修了

\* 奈良女子大学非常勤講師，神戸女学院大学非常勤講師を経て，2014年4月より信州大学教育学部助教

専門分野：歴史学

学位：博士（文学）大阪市立大学（2009年3月）

著書：『訴える人びと——イタリア中世都市の司法と政治——』  
名古屋大学出版会（2016年）

【選考理由】

本書は、イタリアのトスカーナ州に位置する都市ルッカを具体例とし、主として14世紀の寡頭的共和制のもとでの同市の司法の実践を、多様な当事者たちの関与のあり方や裁判実務の中に現れるコムーネ（comune 都市共同体、あるいは統治機構としてのそれ）のあり方と結びつけながら、豊富な史料に即して描き出すものである。その際、著者の中谷氏は、中世都市における司法の制度史や法規範・法理論の歴史にとどまることなく、同時代における紛争当事者、裁判官、法学者、公証人、政治指導者などの多様なアクターの実践へのかかわりの中に司法制度を置き直し、社会的な視点をからめてその実態を生き活きと描き出している。先行研究においては、たとえ当時の司法をめぐる関係者に光が当てられる場合であっても、裁判官のように司法を運営・提供する側がもっぱら取り上げられがちであったのに対し、中谷氏がコムーネの司法を利用する人々の側についても詳細に考察している点は注目すべきである。中世都市ルッカの司法が、単純に権力の側から上から下に向かって降りてくるようなものではなく、自らの利害のために司法を戦略的に利用しようとする住民たちの関与と、それに対する当局の対応という相互作用の中で実際には機能しており、司法に反映されている「正義」のあり方もそういった日常的な実践に影響されながら変遷していく、ということを緻密に描ききった本書は、極めて興味深い。このような成果は、ルッカに残された裁判記録や議会議事録などの未公開の手稿と著者が丹念に取り組み、分析を重ねたことにより実現し得たものである。日本の研究者、とりわけ法学分野の研究者が、（活字体の史料ではなく）そのような膨大な文書史料を駆使して西洋法史研究を行うこと自体、非常に困難であることに鑑みれば、著者の業績の大きさが理解されよう。このように、本書は、イタリア中世史・イタリア法史の研究として画期的であるのはもとより、さらに、前近代のヨーロッパにおける司法の実態や、司法の歴史をその「担い手」とのかかわりからいっそう実質的に理解していく上でも示唆に富む作品である。また、本書が歴史学分野

からの法史研究であるという点も、法史学研究の視野を広げ、基礎法学研究における学際的な交流の促進につながるという意味において貴重なことである。

以上のように、本書は「法の基礎理論研究」の作品として天野和夫賞に相応しい内容であるというのが、選考委員会の一致した見解である。

## 5. 天野和夫賞授与式

2017年11月17日、本賞の受賞者出席のもと、宮井雅明・本学法学部長の司会により「天野和夫賞第15回授与式」が開催された。吉田美喜夫・本学総長より賞状ならびに副賞の授与が行われ、天野芳子様よりご祝辞をいただくとともに、石橋秀起・選考委員より選考理由の報告が行われた。授与式は、関係各位の出席を得て、晴れやかに行われた。